

入 札 公 告（業 務 委 託）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年3月12日

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫

1 業務概要

- (1) 業 務 名 令和3年度高架下植栽管理等業務委託
- (2) 業務内容 名古屋高速道路高架下等の名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）が管理する用地を良好な状態に保全するために、植栽維持管理及び清掃を定期的に行う。
 - ・植栽撤去工 木場地区、低木30本
 - ・除草工 黒川地区始め18地区、20,823㎡
 - ・植栽剪定工 黒川地区始め17地区
高木213本、中木860本、寄植3,779㎡
 - ・植栽点検 黒川地区始め17地区
高木213本、中木860本、寄植3,779㎡
 - ・灌水工 星崎地区、229㎡
 - ・施肥工 六反地区始め6地区、1,741㎡
 - ・清掃工 黒川地区始め9地区、13,708㎡
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和4年3月15日（火）まで
- (4) **本業務は、最低制限価格を設定しています。**
- (5) 本入札は、資料の提出及び入札等を『あいち電子調達共同システム（CALS/EC）』（以下「電子入札システム」という。）により行う（以下「電子入札」という。）対象業務です。
なお、電子入札システムにより難しい者は公社の承認を得て紙入札方式に代えることができます。
- (6) 本業務の入札参加にあたり、電子入札システムでは次の入札方式及び工種を選択してください。
 - ・入札方式 「工事」の「一般競争入札」
 - ・工種 「造園工事」
（電子入札システムで選択する工種は、システム上の分類であり、本業務の内容とは関

係ありません)

2 競争参加資格

次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第3号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請資料の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 令和2・3年度の一般競争有資格業者の決定を造園工事の業種で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 申請資料の提出日から開札の日までの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領（平成9年通達第8号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 業務実施体制に関して以下の要件を満足すること。
愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (7) 平成22年度以降申請書提出日までに元請けとして完了した、公社又は他機関（国土交通省中部地方整備局、愛知県、名古屋市、愛知県道路公社、中日本高速道路株式会社名古屋支社をいう。）が発注した同種業務の実績を有すること。
・ 同種業務とは、道路の植栽帯又は公園の植栽地において作業面積が1,000㎡以上の除草作業又は樹木100本以上の剪定作業を含む業務又は工事をいう。
（注）道路とは道路法（昭和27年法律第180号）第2条及び第3条に定める道路をいう。
公園とは都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に定める都市公園をいう。
- (8) 配置予定管理技術者については、次に掲げる基準ア及びイを満たすこと。
ア 1級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士の資格を有する者
イ 平成22年度以降申請書提出日までに元請けとして完了した（7）に示す機関が発注した同種業務に従事した経験を要する者
- (9) 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。

3 入札手続等

(1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号
名古屋高速道路公社 総務部会計課（契約担当）

電話052-919-5642

(2) 入札説明書、設計図書、図面等について

交付希望者は、令和3年3月12日(金)午前10時00分から令和3年4月22日(木)午後4時00分までに、電子入札システム内の入札情報サービスよりダウンロードしてください。

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

(3) 申請資料の提出期間及び方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、申請資料を提出してください。

ア 期 間 令和3年3月12日(金)午前10時00分から
令和3年3月22日(月)午後4時00分までの電子入札システム稼動
時間(電子入札システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び休日(以下「休日」という。)を除いた日の午前8時から午後8時まで)

イ 方 法 申請資料を、電子入札システムにより公社会計課に提出してください。
アの期間の経過後に到達した場合は、本入札に参加することができません。

(4) 競争参加資格の確認結果は令和3年4月7日(水)までに電子入札システムにより通知します。

(5) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和3年4月16日(金)午後4時00分まで

イ 提出場所 公社会計課

ウ 提出方法 持参又は「郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものとする。)(以下「郵送等」という。)」とします。

なお、郵送等の場合は期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(6) 入札書及び委託費内訳書の提出

入札書及び委託費内訳書(以下「入札書等」という。)は電子入札システムにより提出してください。

ア 入札書等の提出期間

令和3年4月21日(水)午前10時00分から

令和3年4月22日(木)午後4時00分までの電子入札システム稼働時間

(電子入札システムの稼動時間は、休日を除いた日の午前8時から午後8時まで)

イ 入札回数 3回

ただし、最低制限価格を下回って失格となった者は再度の入札には参加できません。

ウ 開札

(ア) 年月日 令和3年4月23日(金)

(イ) 場 所 名古屋市北区清水四丁目17番30号

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入 札 保 証 金 免除

イ 契 約 保 証 金 免除

(2) 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

ア 2の競争参加資格を有しない者のした入札。入札執行前において競争参加資格があると認められた者であっても、入札執行時において当該資格のない者である場合は、競争参加資格を有しない者に該当する。

イ 申請資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 電子署名及び電子証明書のない電子入札

エ 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のＩＣカードを使用する等
ＩＣカードを不正に使用して行った電子入札

オ 現場説明書、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成 18 年通達第 27 号）
及び名古屋高速道路公社電子入札要領（平成 20 年通達第 5 号）において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の審査がなされた者の中で、工事の請負契約等の取扱いに関する細則（平成 9 年名古屋高速道路公社細則第 2 号）第 5 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、最低制限価格を下回った入札は失格とします。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）に同じ。

(6) 詳細については入札説明書によります。

(7) この入札は、愛知県及び名古屋市より令和 3 事業年度名古屋高速道路公社予算の承認が得られない場合は、取り止め又は落札決定を保留します。

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績及び手持ち業務量に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績に係る取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない業務の実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った業務。

2 業務実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したものとして業務実績の対象とします。

3 手持ち業務量の取り扱い

配置予定技術者の手持ち業務量の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務については、手持ち業務量に含めないこととします。

4 業務実績の対象とする項目

（１）入札参加資格

ア 企業の業務実績

イ 配置予定技術者の業務実績

（２）総合評価落札方式の評価項目

ア 企業に関する事項の業務の実績

イ 技術者に関する事項の業務の実績

5 提出資料

事前審査型の場合は申請書提出日に、事後審査型の場合は事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

（１）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて業務の一時中止等を行ったことを確認できる書類

（２）業務の一時中止等を行う前の業務期間を確認できる書類

お 知 ら せ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、以下のとおり取り扱うので、お知らせします。

競争参加資格申請書、技術資料及び委託費内訳書等の押印について

電子入札システムにより提出をするときは、押印は不要ですが、紙入札方式により参加する等により、押印が必要となる場合において、押印が困難であるときは、参加希望企業と作成担当者の雇用関係が分かる資料(社員証又は健康保険被保険者証(保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしたもの)等の写し)を添付することにより、押印は不要とします。